

北海道地方年金記録訂正審議会議事録（第2回総会）

日時：平成28年4月21日（木）13時30分～

会場：年金審査課第一会議室

○事務局（年金審査課長補佐）

先ほど、5名の皆様に任命通知を交付させていただきました。

今年度も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

私は、当審議会の事務局を務めます、北海道厚生局年金審査課 課長補佐の櫻田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、宮元委員におかれましては、所用があるということで事前に欠席の旨ご連絡をいただいておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、ただいまから総会に入りたいと思っております。

なお、本日の審議会は、議事録作成の都合上録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

本日の議事に先立ちまして、北海道厚生局長の野田より、ご挨拶申し上げます。

○事務局（北海道厚生局長）

北海道厚生局長の野田でございます。

昨年の10月1日からこの任にございます。ご挨拶が今になりましたこととお詫び申し上げます。

北海道地方年金記録訂正審議会の第2回総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ご参集の皆様方におかれましては、日頃より年金事業の円滑な推進に一方ならぬご協力とご理解を賜っておりますことを、厚くお礼申し上げます。

また、今年度も引き続き当審議会の委員をお引き受けいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

昨年度は、厚生労働省において新たな年金記録の訂正手続きが創設された初年度ということでございましたが、残念なことに日本年金機構が情報流出といった事案を発生させまして、みなさまに大変ご心配をお掛けしてしまいました。

本件につきましては、厚生労働省で検証委員会を設けて、その検証に基づいて日本年金機構においては、それを受けた形ですけれども、組織の業務改革といったことをこの4月からスタートさせているところでございます。

日本年金機構を監督する立場の厚生労働省として、改めてお詫び申し上げますとともに

に、今後ともご協力いただきたいと思いますと考えております。

この間、審議会の審議におきましては、事務体制が新しくなったということもございまして、先生方には戸惑いやご苦勞もあったことと存じますけれども、中田会長のもと、円滑にこれまで審議会運営が行われてきたと認識しております。この点、深くお礼申し上げます。

後ほど事務方からご説明いたしますが、本日の議事がございます、昨年度の当厚生局における訂正請求件数等の結果の概略でございますけれども、昨年度は総務省の年金記録確認北海道地方第三者委員会から引き継いだ 26 事案のほか、昨年の 4 月以降当厚生局において新たに 115 件の訂正請求を受け付けまして、合計 141 件の受付となりました。

昨年度までに調査を終了した 100 件について諮問をさせていただきまして、各部会においてご審議いただいたところでございます。

これら 100 件につきましては、いずれも答申をいただいて、そのとおり処分決定をさせていただいたところでございます。

委員の皆様方におかれましては、中立的ご専門の立場で、年金記録の訂正請求の一つ一つについて、慎重にご審議いただきました。公平・公正かつ客観的なご判断により答申をいただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

私どもといたしましては、年金制度の根幹であります、年金記録の適正な管理のために、今後とも国民の皆様から提出されました年金記録の訂正請求一つ一つにつきまして、きっちりとした調査を行い、諮問・答申を経て、公平かつ公正に決定を行っていく所存でございます。

本日は総会終了後、各部会において、今年度最初の審議が行われると伺っております。委員の皆様におかれましては、今後とも年金記録の訂正に関する基本方針にご理解賜りまして、引き続きご審議のほどよろしくお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（年金審査課長補佐）

続きまして、事務局出席者を紹介させていただきます。

年金管理官の本間でございます。

本間です。よろしくお願いいたします。

年金審査課長の佐藤でございます。

佐藤です。よろしくお願いいたします。

主任年金記録調査官の梅田でございます。

梅田です。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

それでは、これより議題に入ります。

中田会長、よろしくお願いいたします。

○中田会長

ただいまから、北海道地方年金記録訂正審議会第2回総会を始めます。

本日の総会につきましては、審議会運営規則第9条の規程により「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とありますので、特段、個人情報の保護や本審議会の運営に支障をきたす内容は含まれていないものと判断できる議事は公開といたします。

事務局は、審議会運営規則第12条第1項及び第2項の規程により議事要旨を作成し、会議資料と合わせて北海道厚生局ホームページで公開するとともに、同条第3項の規程に基づき、議事録を作成してください。

なお、同条第4項の規程により、議事録の署名人として、私の他に、本間委員と増谷委員の2名を指名しますので、事務局は議事録の整理ができ次第、私と本間委員、増谷委員に送付し、確認の上、署名してもらってください。

本間委員、増谷委員は、よろしくお願いいたします。

続いて、事務局より本日の会議の出席委員数と会議の成立について報告してください。また、配付資料の説明と確認も併せてお願いします。

○事務局（年金審査課長）

本日の会議は、委員総数12名に対しまして11名の委員の方々のご出席をいただいております。過半数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

続きまして、配付資料のご確認をお願いいたします。座席表、議事次第に続きまして、「資料1 平成27年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について」でございます。不足はございませんでしょうか。

配布しております資料は以上になります。よろしくお願いいたします。

【議題1】平成27年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

○中田会長

それでは、最初の議題に入ります。

最初の議題は、「平成27年度年金記録訂正の受付・処理状況について」です。

事務局から説明してください。

○事務局（年金審査課長）

お手元にお配りしています「資料1 平成27年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について」の資料をご覧ください。

2ページ目を開いていただいて、上の方に「年金記録訂正受付件数の推移」という表になっております。

昨年、厚生労働省に業務が移管されたのですが、業務内容的には第三者委員会の業務とほぼ同じ内容ですので、平成19年度に第三者委員会が発足してからの受付件数の推移となっています。下の表は「年金記録訂正処理件数の推移」です。

平成19年度から始まりまして、グラフの一番小さいところ、右側の141件が厚生局の受付件数です。

一番多かったのが平成22年度の2,872件を頂点にして、年々減ってきているという状況にあります。

それから、下の表は処理件数の推移ですが、これも同じように平成22年度の3,017件をピークに段々減ってきておりまして、昨年度北海道厚生局で処理をした件数は、108件という形になります。

矢印を見ていただきたいのですが、処分通知の件数は100件ですが、取下げ、機構への返戻ということで、戻したものが8件ございますので、それを含めて108件という数字になります。

この数字、平成27年度の状況について少し詳しく述べますと、矢印の付いている表をご覧ください。厚生年金が103件、(19)というのは、国民年金にもありますが、これは第三者委員会で処理できなくて厚生局に移管をされた件数です。合計26件ございます。

国民年金が38件、合わせて141件で、厚生年金の処分通知は72件。どれくらいが訂正になっているかという、一部訂正を含めて35件が訂正になっていて、不訂正が37件です。

国民年金も同様に見ていただきたいのですが、処分通知をした件数は28件で、訂正、一部訂正を含むものが7件、不訂正が20件、却下が1件となっています。合計は記載のとおりになっております。

それから、調査中等の41件の中で8件は先ほど説明しましたが、調査中の33件というのは、平成27年度で処理できなかったものが、平成28年度に繰越しをした件数になります。現在やっている最中です。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

上の左側の表ですが、先ほどの処分通知をした100件の厚生年金と国民年金別にグラフにしたものです。

青が記録訂正、一部訂正が赤、不訂正が緑色となっています。見ていただければ分か

ると思います。

それから、その横、右上の表ですが、これは「平成 27 年度の口頭意見陳述の実施状況」になります。ご覧のように、青が口頭意見陳述を行った件数ですから、厚生年金が 8 件、国民年金が 2 件、合わせて 10 件、口頭意見陳述を行っています。

口頭意見陳述ができるのは、不訂正、一部訂正の方ですから、不訂正が全部で 57 件しかないのに 10 件も口頭意見陳述を実施していますので、結構多いというような状況にあります。

それから下の表ですが、「各厚生局の処理状況」というのを載せました。

厚生労働省、本省で各厚生局の処理状況の最近のものが、平成 28 年 2 月現在で、3 月末現在は出ていませんので、2 月末現在ということで各厚生局別に載せました。

これはですね、4 ページ目をご覧ください。

「地方厚生（支）局別年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況」という表がございまして、これは本省でまとめていただいているのですが、これも 2 月末です。ここにある左のほうから、国民年金、厚生年金、計と数字が入っております。

例えば北海道厚生局の例をいいますと、北海道厚生局は、国民年金で総件数が 32 件受け付けていますよというふうに見ます。処理件数 29 件というのは、地方厚生局で処理をした 27 件とその下のほうに日本年金機構で記録訂正 1 件、訂正請求の取下げ等 1 件がありますので、これらを合わせますと処理件数が 29 件となる。というような表になります。

この表で、計欄の処理件数の中の地方厚生（支）局で処理をしたものが 89 件とありますが、この内訳が訂正 37 件、不訂正 51 件、請求却下 1 件となっています。

この数字、厚生局で処理をした 89 件が、先ほどの 3 ページ目の処理状況になります。1 件却下の件数が入っていませんので、89 件が 88 件となっておりますが、訂正が青で不訂正が赤という形にしてあります。

件数的には見てもらってすぐ分かると思うのですが、四国厚生支局に次いで 2 番目に少ない数字になっています。

多いのは関東信越の東京、千葉、神奈川は県別に抱えていますのでこの辺が多くなっているような状況です。

3 ページ目の右側の図ですが、これは記録訂正・不訂正の割合を示しました。

北海道は 2 月末では 37% で、最終的には 42% までいくのですが、2 月末では記録訂正が 37% になります。これも見てのとおり 50% を越えているところがありまして、関東信越千葉事務所、東海北陸と中国四国が 50% を越えている状況になっております。北海道は平均という形になっていると思います。

4 ページ目はそういった形で表になっているという説明です。

5 ページ目は、本省で平成 28 年 3 月 8 日に「第 3 回社会保障審議会年金記録訂正分科会」が開かれまして、その中の資料から抜粋させていただきました。

これは何かといいますと、右側が厚生労働省に移った訂正請求で、左側が総務省への確認申立てで、どういう種類の訂正請求が多かったかという分類です。

国民年金については見てのとおり保険料納付に係る事案が、総務省への申立てでも95.5%ありましたし、移った厚生労働省でも92.2%、免除が2.7%、移った後も7.3%。ただこの訂正請求は、注)の3番目に書かれているように、昨年3月から9月までの7ヶ月間の平均数値なのでちょっとまだ分母が足りないのかなと思いますが、一応7ヶ月間ではこのような形になっています。

厚生年金についても、総務省への申立てについては被保険者期間相違に係る事案が半分以上の52.4%、それから賞与が34.2%、標準報酬月額相違が13.2%ということでしたが、昨年3月以降については、賞与がトップにきまして、標準賞与額に係る事案が44.5%、被保険者期間相違に係る事案が42.9%、記載のとおりになっております。

それから脱退手当金は、北海道も2件しかありませんので内容がこのような形になっているということです。

北海道の先ほどの141件は、どれぐらい割合があったのかということ調べてみました。

国民年金は38件ございまして、納付に係るものが30件で、国民年金はだいたい79%が納付に係るもの。免除が5件で13%ございました。

厚生年金は95件あったのですが、賞与の請求は31件で32.6%、期間相違が55件ありまして57.9%ということで、まだまだ北海道的には賞与に係る請求よりも、期間相違に係る請求のものが多いうような状況になっております。

それから、資料はないのですが、この一年間の部会開催実績ですが、全部で51回の部会の開催をしてきました。ありがとうございます。

以上が平成27年度年金記録訂正請求の受付・処理状況についてのご報告となります。

○中田会長

ありがとうございました。

それでは委員の皆様から、ご質問やご意見などを頂戴したいと思います。

質問、意見がある方はお願いします。

○委員

(質問の声なし。)

○中田会長

これにつきまして、質問や意見等がなければ次に移ってよろしいでしょうか。

これからの議事につきましては個人情報のほか、本審議会内の事務手続、運営に関する

る会長又は部会長の意思決定にかかわるルールが含まれますので、これらを公開すると本審議会の運営に支障が生じる懸念があるものと認め、議事及び資料は「非公開」といたします。